

養護老人ホーム経営改善推進セミナー

—開催趣旨—

養護老人ホームは三位一体改革による地方自治体への権限移譲以降、多くの自治体でいわゆる「措置控え」とともに、一般事務費や生活費などが改定されていない状況が課題となってきました。その中で、令和4年からは地方交付税措置による支援員の処遇改善、令和6年からは「介護報酬改定を踏まえた対応」のみならず、「地方自治体独自の改定」への対応が厚労省通知により市町村に求められているところですが、その対応には温度差があり自治体により大きく異なります。

そこで、各種改定への自治体の対応状況と、養護老人ホームと自治体との情報共有には相関関係がみとれます。そのため、本セミナーでは各施設の所在自治体の対応改善に向けて、次頁掲載のプログラムにより制度の仕組みや根拠、改定を行った実例を学び、交渉の実践につなげ、あわせて経営改善の推進を図ることを目的とします。

1 **主催** 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 **開催形式** オンデマンド動画配信

・本セミナーは下記の配信期間であれば、いつでもどこからでも視聴することができます。

3 **申込期間** 令和7年3月26日（水）～ 令和7年5月30日（金）

4 **配信期間** 令和7年3月28日（金）～ 令和7年6月27日（金）

5 **受講費** 会 員：2,000円 / 非会員：4,000円

※本セミナーは1申込に対し、同一施設・事業所内の職員皆さままでご視聴いただける研修です。

6 **受講対象** 養護老人ホームの理事長、施設長、生活相談員等

7 **申込方法** 全国老施協 HP の下記申込ページよりお申込ください。

■申込ページ：「研修・セミナー（WEB 視聴）」になります

〔会員用〕 <https://www.roushikyo.or.jp/js-login.html?url=https://www.roushikyo.or.jp/js-purchase.html?tab=2> ※会員ログイン後に申込ページが表示されます

〔非会員用〕 <https://www.roushikyo.or.jp/js-purchase.html?tab=2>

○お申込みの際、全国老施協会会員の方は必ず「会員ログイン」のうえ、お申込ください。

○お申込後5営業日程度を目途に請求書をお送りいたします。

○受講費のご入金が確認できた方へ、3月28日以降、随時、動画視聴や資料等のご案内をメールにてお送りします。確実に確認可能なメールアドレスにてお申し込みください。

○お振込後のご返金は対応しかねます。

○申込内容の変更や申込取消がある場合は下記「問い合わせ先」までご連絡ください。

○お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）は、個人情報保護法の規定に基づき、セミナー運営業務（申込者の管理、申込者への連絡等）以外には使用いたしません。

8 プログラム

タイトル・時間	概要	講師
<p>地方交付税制度の理解</p> <p>【約 90 分】 ※約 30 分×3本</p> <p>〔内容・項目〕</p> <p>① 地方交付税の概要、財源と総額、地方債の概要、地方交付税の目的と種類、普通交付税と不交付団体 ② 基準財政需要額、高齢者保健福祉費(市町村、都道府県)、補正係数、基準財政需要額、特別交付税 ③ 一般税源と特定財源、国庫支出金と交付税措置、国庫支出金の一般財源化、意見申出制度</p>	<p>地方交付税とは何か、基準財政需要額とは何か、地方債とはどのようなものか。一般財源化された養護老人ホーム保護費を含む地方交付税の制度について、その基礎知識を理解します。</p>	<p>林 正義 氏</p> <p>東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授</p> 
<p>養護老人ホームの措置費改定に関する地方交付税等の概要</p> <p>【約 40 分】</p>	<p>地方分権により養護老人ホームの事務と財源はどう変わったのか。そのうえで、「地方自治体独自の改定」と普通交付税上の措置額はどうなっているのか。措置費改定へのバックボーンを解説します。</p>	<p>利光 弘文</p> <p>公益社団法人全国老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会 部会長</p> 
<p>養護老人ホーム措置費の適正な単価改定について～いわゆる「地方自治体独自の改定」の実例のわかち～</p> <p>【約 50 分】</p>	<p>措置費改定に向け、どのようなスタンスや内容で行政・市町村と交渉をするのが良策なのか。今回の措置費等の改定のみならず、平成 18 年以降に単価改定がなかった一般事務費や特別事務費を 1.38 倍アップした実例を紹介します。</p>	<p>平岡 毅</p> <p>公益社団法人全国老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会 副部会長</p> 
<p>措置制度と養護老人ホームをめぐる課題～その法的根拠から考える～</p> <p>【約 20 分】</p>	<p>措置制度は法律上、どのように規定され、国や地方自治体にはどういった義務や責務が課せられているのか。措置制度を法的側面から解説したうえで、養護法人ホームの課題に言及します。</p>	<p>高田 清恵 氏</p> <p>琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授</p> 
<p>養護老人ホームの空室率の改善のために一老人福祉法の原点に返って一</p> <p>【約 50 分】</p>	<p>入所率を増やすためには、措置費を上げるためにはどうしたらよいか、養護老人ホーム入所までの至る過程で、行政には何が求められているのか。元・自治体行政職員で現・養護施設長が解説します。</p>	<p>高野 洋一 氏</p> <p>社会福祉法人 生光会 養護老人ホーム 長安寮 施設長</p> 

9 問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会(担当:佐々木)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F
TEL:03-5211-7700 FAX:03-5211-7705 E-mail: js.03@roushikyo.or.jp